

## 水戸市指定ごみ収集袋への広告掲載に関する取扱基準

### (目的)

第1条 この基準は、本市の指定ごみ収集袋に広告を掲載することについて、水戸市広告掲出等に関する要項(平成19年水戸市告示第160号。以下「要項」という。)に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告掲載等の範囲)

第2条 掲載することが出来ない広告は、要項によるもののほか、小売業及びごみ収集袋等取扱店に関するものとする。

### (広告の規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告の規格 縦7cm×横17cm
- (2) 掲 載 面 外装袋表面1枚
- (3) 色 彩 黒単色濃淡なし
- (4) 組 数 200,000組

### (広告掲載の申込み等)

第4条 広告掲載をしようとする者は、水戸市指定ごみ収集袋広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に広告の原稿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長が広告の掲載を決定したときは、水戸市指定ごみ収集袋広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

### (掲載料)

第5条 掲載料は、200,000円とする。

### 付 則

この基準は、平成21年9月15日から施行する。